

議案第 37 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和 7 年 3 月 31 日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

市川市長 田 中 甲

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、同総合事務組合を組織する団体の数の減少及び規約における関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。